



井上 清成

井上法律事務所 所長
弁護士

集中 OPINION

医療も法律と無縁でいられぬ時代 人権と社会的要請に応える医師に

——医療法務を専門にされた切っ掛けは？

井上 親族に医師が居る訳でも無く、最初の10年位は、市民の民事上の相談に応じる弁護士として一般の事件を扱っていました。当時は、生徒側から相談

の劣悪さを訴えた個性の強い先生で、私も非常に感化された。小松先生との出会いで医療と深く関わる様になりました。

を受け、学校に改善を求めるといった事案が多かった。そんな中、医療関係者から相談を受けて、患者

——医療過誤事件等が増えて来た頃ですか？

からのクレーム対応にアドバイス等をする様にもなりました。大きな切っ掛けは、虎の門病院泌尿器科

井上 そうですね。医療事故で医療者側が民事で負けるケースが増えて来ました。そして、1999年頃から刑事事件として警察や検察が捜査に乗り出す事案も始まります。医療界は、厚生労働省の指導や

部長時代に『医療崩壊』（朝日新聞社）を出版された

医療関係の法律さえ遵守していれば、医療行為が法

小松秀樹先生と知り合った事です。医師の労働環境

に問われる事は殆ど無く、民法や刑法、労働法とい

嘗て「お医者様」と言えば、社会的な地位が高く、人の命を預かる高貴な職業とされる一方、専門家である医師の言う事には反論出来ないという風潮があった。しかし、現在は医療過誤で医師が訴えられ、「医師も労働者だから、労働基準法を守れ」と言われる時代である。医師受難の時代と感じる医療関係者も多いだろう。しかし、本来医者も社会の一員である以上、法律や社会的要請に従うのは当然だ。医療法務の第一人者で医療法務弁護士グループ代表の井上清成・弁護士に、医療と法律の関係の他、医学部地域枠の課題、出産費用の保険適用化を巡る議論等について話を聞いた。

続きを読むには購読が必要です



った法律をあまり意識せずに済んで来た業界でした。ところが、次いで起きた医療を巡る民事訴訟や刑事事件が相次いで起きた。医療者がパニックになつた。当時は、医療界がパニックになつた。異質。分達を労働者とせず。医療機関も1つ医療という特殊事情は有りますが、構